

## 発刊にあたって

水道の普及率は、今や97%を超え、国民の安全で、快適な生活を維持する上で、欠くことのできない社会インフラとなっています。この水道の水が国民の口に入る最後の守り手とも言うべき役割を果たすのが、簡易専用水道検査であり、簡易専用水道検査の検査員であろうかと思えます。

私ども一般社団法人全国給水衛生検査協会は、昨年6月に懸案であった法人化を実現し、新たなスタートを切ったわけではありますが、これまで一貫して推進してきた検査員の育成のための講習会の実施、検査品質の確保のための精度管理の二つの事業は、これからも協会の中心的事業として引き続き推進していかねばならないと思えます。

簡易専用水道検査に関しては、これまで検査員、検査管理者の講習会を行っております。精度管理事業については、早い時期から実施を始めており、一昨年度から厚生労働省のご後援の下で、共同の事業として実施することとなり、厚生労働省からも登録検査機関に対し、参加勧奨をお願いすることとなり、これまで以上に公益性の高い事業として実施することとなりました。

かねて検討を進めてきた「優良検査機関制度」については、昨年2月からスタートしており、本年3月には、既に2機関が認証を受けています。

貯水槽水道自体の管理については、設置者、管理者のインセンティブを高める観点から、麻布大学の早川教授のご指導の下で、当協会も参画した形で、「ランキング表示制度」に関する研究が進められてきました。

昨年度からは、自主研究という形で、継続研究が進められ、横浜市に続き、東京都でもテスト実施が行われました。今後、でき得れば、平成23年度実施を目途に、大都市でのテスト実施を積み重ね、本格実施に移していければと考えています。

このように、簡易専用水道の適切な検査、管理に関し、新たな制度が次々と始まっていますが、何よりも大事なのは、やはり、現場での検査員の技術の向上、切磋琢磨ではないかと思えます。検査員の皆さんの指導書としては、既に「簡易専用水道検査マニュアル」が発行されていますが、これだけでは、日々の業務の中から生ずる個別の疑問に答えにくいと言うことで、「水質検査・簡易専用水道のQ&A集」が作成され、平成元年に発行されました。又、平成12年の改訂により、「簡易専用水道のQ&A集」として簡易専用水道単独のものとして、発刊されています。

その後、平成15年からは、検査方法に関する新たな告示が適用されることとなったことに伴い、旧判の改訂が求められてきました。今般、簡易専用水道検査技術委員会の皆様方のご尽力により、時代の変化に即した新たな内容を盛り込み、新版として「簡易専用水道検査Q&A集」が発刊されることとなりました。

この改訂「Q&A集」が登録検査機関において、適正な検査に広く活用されると共に、地方公共団体の担当官におかれましても、簡易専用水道の衛生管理のご指導に活用されることを期待するものであります。

「Q&A集」の改訂に当たっては、お忙しい中を編集、執筆に当たって頂いた簡易専用水道技術委員会の青木委員長始め委員の方々、日頃、適切にご指導をいただく共に、この「Q&A集」の改訂に付いても懇切なご指導を賜りました厚生労働省水道課の担当官の皆様方に対し、厚く御礼申し上げます、発刊に当たってのご挨拶といたします。

平成22年3月30日

一般社団法人全国給水衛生検査協会  
会長 奥村明雄